

～ 石垣市独自のコロナに負けない支援金 ～

【 申請受付要領 令和3年6月8日改正版 】

1. 目的

新型コロナウイルス感染症のいわゆる第3波の感染拡大を抑制するため沖縄県が令和3年1月8日に飲食店等に対し発出した営業時間短縮要請、継いで沖縄県緊急事態宣言として、令和3年1月19日及び2月4日に発出の飲食店等に対する営業時間短縮要請並びに首都圏などの緊急事態宣言発令地域との不要不急の移動（往来）自粛や外出自粛要請の影響を受けて売上げや客足が落ち込んだ主に対面で個人消費者向けに店舗経営する事業者とその関連取引事業者、及びコロナ禍において著しく業況が悪化している指定業種に対して、影響緩和及び感染予防対策を伴った域内産業の連関した回復を下支えする目的で、一時支援金を給付します。

2. 対象事業者の要件

(1) 中小・小規模・個人事業主

中小企業基本法第2条第1項に規定している業種区分ごとに定める資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数のいずれかの範囲に該当する市内に拠点を構える法人及び個人事業主、及び農家や漁業者（個人、会社法の会社又は有限会社）

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設、運輸	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(2) 売上減少5%以上

令和3年1月、2月又は3月の任意に選択した月の売上が前年同月比又は前々年同月比と比較でき、5%以上減少した事業者で次の①～④のいずれかに該当するもの。

(計算式)

A: 令和3年1月2月又は3月の売上	B: 比較する年の同月の売上	C: 減少額 (B-A)	D: 減少率 $C \div B \times 100$ (小数点以下切捨て)
A: 円	B: 円	C: 円	D: %

①飲食店時短営業要請（沖縄県の令和3年1月8日、1月19日及び2月4日発出）の対象となる飲食店等との継続した直接取引がある市内の事業者（店舗の有無は問わない）
 ※継続とは、令和3年1月7日までににおける1回以上複数回の定期的な納品等
 例）食品製造、加工、酒造、農業、漁業、卸、問屋、おしぼり等

②飲食店時短営業の要請対象とならなかった飲食営業店（通常営業が午前5時から午後8時までの店舗）

③観光客の激減や外出自粛の直接的な影響を受けた店舗経営で、主に対面で個人向けに商品、サービスの提供を行う事業者
 例）タクシー、観光バス、宿泊施設、マリンレジャー等の体験サービス、観光施設やスポーツ施設、レンタカー事業、観光お土産物店、小売店、理容、美容

④上記③に該当する事業者と継続した直接取引のある市内事業者（店舗の有無は問わない）
 例）食品製造、加工、酒造、農業、漁業、卸、問屋、おしぼり、イベント出演者等

(3) 売上減少20%以上（コロナ禍による業況悪化）

令和3年1月、2月又は3月の任意に選択した月の売上が前年同月比又は前々年同月比と比較でき、20%以上減少した対象業種の事業者

対象業種：1年以上営業実績のある建設業関連、不動産業等及び令和2年4月～12月までに石垣市内で開業している上記①～④に該当する事業者。但し、申請する時点で前年同月比と比較出来ない場合は、令和2年度事業期間の平均売上と令和3年事業期間の平均売上と比較し、20%以上減少した事業者とする。

(計算式)

建設業関連、不動産業等

A: 令和3年1月2月又は3月の売上	B: 比較する年の同月の売上	C: 減少額 (B-A)	D: 減少率 $C \div B \times 100$ (小数点以下切捨て)
A: 円	B: 円	C: 円	D: %

(計算式)

令和2年4月～12月までに石垣市内で開業している上記①～④に該当する事業者。

(例) 令和2年10月開業の場合。

令和2年10月：売上高150万円・11月：売上高80万円・12月：売上高70万円
 売上150万円+80万円+70万円=300万円

①平均売上：300万円÷3ヶ月=100万円

令和3年1月：売上高100万円・2月：売上高100万円・3月：40万円
 売上100万円+100万円+40万円=240万円

②平均売上：240万円÷3ヶ月=80万円

③ $100 \text{ 万円} - 80 \text{ 万円} \div 100 \text{ 万円} \times 100 = 20\%$ 減少率

A: 令和3年1月～申請時点までの月額平均売上	B: 令和2年事業期間の月額平均売上	C: 減少額 (B-A)	D: 減少率 $C \div B \times 100$ (小数点以下切捨て)
A: 円	B: 円	C: 円	D: %

(4) 沖縄県の営業時間短縮協力金の対象店舗ではないこと。

※沖縄県発出の令和3年1月8日、1月19日、2月4日の時短要請協力金の対象（要請の対応にかかわらず）となる「飲食店」及び「接待を伴う遊興施設等」（夜8時以降も通常営業を行う飲食店等）

(5) 個人事業者は令和2年分の確定申告を行っていること。

(6) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団（以下総称して反社会的勢力という。）に該当する者ではなく、また将来にわたっても、該当しないことを誓約できること。

(7) 虚偽申請・不正受給した事実が判明した場合及び事業運営等に関し関係法令等に違反している事実が判明した場合は、支給した支援金全額を返還すること、またこれにより損害が生じた場合や警察等による捜査の対象となった場合でも一切の賠償請求等を行わないことに同意すること。

(8) 次に掲げるものに該当しないこと。

- ・ 公共法人、NPO 法人、一般財団法人等
- ・ 政治団体
- ・ 宗教上の組織若しくは団体
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

3. 申請時必要書類

■ 共通の提出書類
1. 石垣市一時支援金交付申請書兼請求書 < 5%減少要件の場合 > 申請書様式 1 < 20%減少要件の場合 > 申請書様式 2 < 令和2年4月以降開業の場合 > 申請書様式 3
2. 交付申請書の「売上比較表」に記入した売上額を確認できる資料

< 5%減少要件の場合 >

- (1) 任意の減少した月の売上（事業収入）を確認できる帳簿等の写し
- (2) 比較した月の売上（事業収入）を確認できる帳簿等の写し

< 20%減少要件の場合 >

- (3) 任意の減少した月の売上（事業収入）を確認できる帳簿等の写し
- (4) 比較した月の売上（事業収入）を確認できる帳簿等の写し

< 令和2年4月以降開業の場合 >

- (5) 令和2年度事業期間の売上と令和3年事業期間の売上を確認できる帳簿等の写し

3. 令和2年分確定申告書等の写し

- (1) 法人の場合：確定申告書別表第一の控え（税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）
- (2) 個人事業主の場合：確定申告書別表第一の控え（税務署の受付印があるものの写し1枚、電子申告の場合は上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるもの1枚）
又は、市民税・県民税の申告書写し
- (3) 令和3年1月以降に開業した場合：税務署への開業届の写し

4. 振込口座の通帳の写し（口座番号及び名義人氏名が確認できる箇所）及び通帳名義人が確認できる書類の写し

- (1) 法人の場合：発行日より3ヶ月以内の登記簿謄本（現在事項証明書）
- (2) 個人事業主の場合：（顔写真有りは1点、無しは2点提出）
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、保険証等の写し

※マイナンバーカード及び保険証の写しの場合は、「マイナンバー（個人番号）及び「保険者番号」を黒塗りして提出

■個別書類（市内での営業実態が確認できる資料等）

< 売上5%以上減少要件の対象 >

I 飲食店時短営業要請（沖縄県の令和3年1月8日、1月19日及び2月4日発出）の対象となる飲食店等との継続した直接取引がある市内の事業者

- 1. 法令等で求められる営業に要する資格、免許、届出等の写し
- 2. 又は発行日より3ヶ月以内の法人登記簿謄本（現在事項証明書）
- 3. 上記の（1）、（2）に該当がない業種は店舗賃料の支払い実績を証明する書類の写し
- 4. 店舗外観、内観の写真
- 5. 令和2年4月から令和3年1月7日までにおける取引している飲食店との継続した取引を示す書類（納品書、契約書等）

<p>II 飲食店（時短対象外の通常午前5時～午後8時までの営業）</p> <p>1. 飲食営業許可証</p> <p>2. 通常の営業時間が午前5時～午後8時までであることがわかる書類の写し 例）営業時間がわかるホームページ、チラシ、店頭ポスターの写真等で店舗名が分かるように提出</p> <p>3. 店舗外観、内観の写真</p>
<p>III 観光客の激減や外出自粛の直接的な影響を受けた店舗経営で、主に対面で個人向けに商品、サービスの提供を行う事業者</p> <p>1. 法令等で求められる営業に要する資格、免許、届出等の写し 例）飲食業：飲食営業許可証 タクシー、バス：道路運送法に基づく許可等の写し 宿泊施設：旅館業法に基づく許可等の写し マリンレジャー：沖縄県公安委員会へ届出した海域レジャー事業届出書の写し 理容・美容：資格免許等の写し</p> <p>2. 又は発行日より3ヶ月以内の法人登記簿謄本（現在事項証明書）</p> <p>3. 上記の1. 2に該当がない業種は店舗賃料の支払い実績を証明する書類の写し</p> <p>4. 店舗等の外観、内観写真</p> <p>5. 宿泊施設は、部屋数が確認できる平面図等の写し</p>
<p>IV 上記IIIに該当する事業者と継続した直接取引のある市内事業者</p> <p>1. 法令等で求められる営業に要する資格、免許、届出等の写し</p> <p>2. 又は発行日より3ヶ月以内の法人登記簿謄本（現在事項証明書）</p> <p>3. 上記の（1）、（2）に該当がない業種は店舗賃料の支払い実績を証明する書類の写し</p> <p>4. 店舗外観、内観の写真</p> <p>5. 令和2年4月から令和3年1月7日までににおける取引店との継続した取引を示す書類（納品書、契約書等）</p>
<p><売上20%以上減少要件の対象></p>
<p>V 市内で1年以上店舗又は事務所を構え事業実績があり、コロナ禍の影響を受けた令和2年の売上が前年に比して20%以上減少した建設業関連、不動産業等</p>

1. 法令等で求められる営業に要する資格、免許、届出等の写し
2. 又は発行日より3ヶ月以内の法人登記簿謄本（現在事項証明書）
3. 上記の（1）、（2）に該当がない業種は店舗賃料の支払い実績を証明する書類の写し
4. 店舗外観、内観の写真

<令和2年4月以降開業要件の対象>

VI 令和2年4月～12月までに石垣市内で開業している上記I～IVに該当する事業者
上記I～IVに該当する同等の必要書類を添付

4. 申請手続き等

本支援金の相談窓口及び申請方法・申請期間

(1) 相談窓口

1. 期 間：令和3年4月6日（火）～令和3年6月30日（水）
※土日祝祭日除く
2. 場 所：石垣港ターミナル2階 石垣市一時支援金センター
（住所：石垣市浜崎町3丁目4）
3. 時 間：午前9時～午後5時（正午～午後1時は休憩時間となります）
4. 予約制：新型コロナウイルス感染拡大防止及び混雑を避ける為、事前予約制としますので、相談前には下記番号までご連絡をお願いします。
5. 電話番号：070-4337-7093

※一時支援センターでは、石垣市商工会職員が対応しますので、ご安心ください。なお、石垣市商工会事務所では補助金・融資等の相談業務を行いますので、石垣市一時支援金の相談については、センターをご利用ください。

(2) 申請方法

- ①持参する場合：必要書類一式を揃えて石垣市一時支援金センターへ持参してください。
- ②郵送する場合

郵送先

〒907-0013

石垣市浜崎町1-1-4

石垣市商工会 宛て

注意事項

- ①簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をお勧めします。
- ②切手を貼付の上、裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ③申請内容確認のため、商工会から連絡を入れる事がありますので、申請書には必ず

連絡先（電話番号）の記載をお願いします。

(3) 申請期間

令和3年4月6日（火）～令和3年6月30日（水）まで

※令和3年6月30日（水）の消印有効

5. 支給の決定及び支給方法

(1) 支給の決定

審査の結果、本支援金の交付を決定したときは、申請者に石垣市緊急経済対策新型コロナウイルス感染症影響緩和に係る域内産業の連関回復一時支援金交付決定兼確定通知書を発送いたします。

(2) 支援金の振込

本支援金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、申請書類の不備がなく、追加書類の提出や内容確認がない場合、申請の受付状況にもよりますが、申請受付後、約1カ月以内で申請者の銀行口座に振り込みすることを予定しています。

※混み具合により前後します。

(3) 支給額

一時支援金の給付額

店舗単位ではなく、事業者単位での給付

対象/業種	給付額
沖縄県が令和3年1月8日に飲食店等に対し発出した営業時間短縮要請、令和3年1月19日及び2月4日の沖縄県緊急事態宣言で発出された営業時間短縮要請の対象となる飲食店等との直接取引があること、かつ、売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	
通常営業が午前5時から午後8時までの飲食営業で、売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	

令和3年1月19日及び2月4日の沖縄県緊急事態宣言で発出された緊急事態宣言発令地域との不要不急の移動自粛・外出自粛要請の影響を受け売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者及びその事業者と直接取引があり売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	事業者に対し1律10万円
コロナ禍で業況悪化している指定業種として、建設業、不動産業等※1であって、売上げが前年比で20%以上減少した事業者 ※1:令和2年4月～12月石垣市内で開業している事業者も対象とする。但し、沖縄県の営業時間短縮協力金の対象店舗ではないこと。	
タクシー事業を行い売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	事業車両につき1律5万円
観光バス事業を行い売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	事業者に対し1律50万円
宿泊施設(旅館業法)を営し、売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	1部屋1万円×部屋数 上限50万円 <u>但し、定員数の確認等により10部屋未満は一律10万円とみなす。</u>
民泊(住宅民泊事業法)宿泊が年間180日を超えないものを運営し、売上げが前年同月比又は前々年同月比で5%以上減少した事業者	1部屋5千円×部屋数 上限1万5千円
事務局業務に要する経費	予算の範囲内で額の確定

6. 不支給の通知

審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、石垣市緊急経済対策新型コロナウイルス感染症影響緩和に係る域内産業の連関回復一時支援金不交付決定通知書を発送いたします。

7. 本支援金に関する問い合わせ

①申請(添付書類含む)に関する相談

- ・場所:石垣市一時支援金センター
(住所:石垣市浜崎町3丁目4)
- ・連絡先:070-4337-7093

②給付決定（不決定）及び支援金振り込みに関する問い合わせ

- ・場 所：石垣市商工会
（住所：石垣市浜崎町1-1-4）
- ・連絡先：0980-82-2672

③本支援金業務に関する問い合わせ

- ・場 所：石垣市役所 商工振興課
（住所：石垣市美崎町14）
- ・連絡先：0980-82-1533

8. 留意事項

- (1) 支援金給付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、申請者は、受給された支援金を返還していただく。
- (2) 本支援金の支給事務を円滑かつ確実に行うため、必要に応じて事務局及び石垣市は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがある。
- (3) 必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがある。また、提出書類の返却は行わない。
- (4) 書類不備について、期限内に求めに応じていただけない場合、支給の対象にならない場合がある。